

質問第一三号

学校給食の中止により事業者、生産者が受けた損失の補償を求めるることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年九月十七日

紙智子

参議院議長山東昭子殿



学校給食の中止により事業者、生産者が受けた損失の補償を求めることに関する質問主意書

安倍晋三首相が二〇二〇年二月二十七日に突然、学校の一斉休校を要請したことによつて学校給食が中止になり、食材を納入していた事業者、生産者は損失を受けた。

文部科学省は「学校臨時休業対策費補助金」を創設したが、学校食材の違約金が払われないまま泣き寝入りしている業者が存在している。

また、四月には令和二年度補正予算（二〇二〇年四月三十日成立）において「地方創生臨時交付金」を創設したが、事業者、生産者がどこまで支援されたのか、定かではない。

よつて、私が六月五日に提出した「小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問主意書」（第一二百一回国会質問第一四一号。以下「質問第一四一号」という。）に対する答弁書（内閣参質二〇一第一四一号。以下「答弁第一四一号」という。）を受けて、あらためて質問する。

一 答弁第一四一号の三において、「六月十日時点の補助金の交付決定額は約四十七億円」であることが明らかになつた。現在までの「学校臨時休業対策費補助金」の交付決定額を明らかにされたい。

二 質問第一四一号の三において、「学校臨時休業対策費補助金」が給食食材納入業者及び生産者に支払われ

たのかを尋ねたところ、「「保護者への給食費返還額、給食食材納入業者、生産者の申請額並びに支払額」については、政府としては把握していない」との回答であった。三月の学校給食の取引額は例年、約三百億円といわれているが、交付決定額が約四十七億円とあまりにも少ない。違約金が支払われず泣き寝入りしている業者がいると思うが、政府の見解如何。また、申請額や支払額が少ない理由及び要因をどのように分析しているか。

三 「学校臨時休業対策費補助金」の活用は、学校設置者、地方公共団体の判断によつてなされるべきである。安倍首相の判断で小中学校が休校になり学校給食が中止になつたのだから、損失を受けた事実があるなら、学校設置者や自治体任せにせずに、国が直接支援すべきでないか。政府の見解如何。

四 政府は、地方公共団体に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について」（令和二年五月一日、事務連絡）を発出し、「本交付金の活用は、・・・学校給食用納入事業者への支援等に幅広く活用可能」としている。事務連絡に沿つてどのように活用されたのか、活用した自治体名、金額を明らかにされたい。

右質問する。